

大阪大学産業科学研究所共通施設内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所規程第6条の規定に基づき大阪大学産業科学研究所に置く共通施設（以下「共通施設」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 次の表の左欄に掲げる各共通施設は、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を目的とする。

試作工場	機械工作、回路工作及びガラス工作に関する業務
無響実験室	音響分析及び心理実験に必要な装置の管理運営に関する業務

(組織)

第3条 各共通施設は、室長（試作工場においては工場長。以下「室長等」という。）及び室員（試作工場においては工場員。以下「室員等」という。）で組織する。

2 室長等及び室員等の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 室長等及び室員等は、再任を妨げない。

(室長等)

第4条 室長等は、産業科学研究所の専任教授（当該共通施設を利用する研究分野の専任教授に限る。）をもって充てる。

(室員等)

第5条 室員等は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 産業科学研究所の専任教員 若干名
- (2) 産業科学研究所の技術職員 若干名
- (3) その他室長等が必要と認めた者

第2章 運営委員会

(設置)

第6条 共通施設の運営に関し必要な事項を審議するため、共通施設運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各共通施設の室長等
- (2) 産業科学研究所の各研究部門（新産業創成研究部門及び特別プロジェクト研究部門を除く。）及び産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた専任教授 各1名
- (3) 技術室長
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の出席)

第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第10条 委員会は、必要に応じて、専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

第3章 雑則

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、共通施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成21年4月1日から施行する。

2 次に掲げる規程等は、廃止する。

(1) 大阪大学産業科学研究所試作室規程（平成14年5月16日制定）及び試作室利用者委員会
申し合せ（昭和58年3月10日制定）

(2) 大阪大学産業科学研究所放射性同位元素実験室内規（平成18年4月20日制定）及び大阪
大学産業科学研究所放射性同位元素実験室内規に関する申し合せ（平成18年4月20日教授会
申し合せ）

(3) 大阪大学産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンター電子プロセス実験室内規
（平成16年6月17日制定）

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。